

○遺伝子組換え食品等調査会における主な意見

<後代交配種等の開発・流通>

- ・ゲノム編集作物の後代交配種等は、開発者から直接、市場へ流通するもの、開発者から種苗会社を経由してから、市場へ流通するものがあり、ゲノム編集作物の後代交配の履歴については、開発者や開発者と契約を結んで種苗を譲渡された種苗会社の社内であれば、厳密に管理されている情報である。一方、ゲノム編集作物の後代交配種等については、種苗会社に渡った後は、流通実態を把握することは困難。
- ・通常、届出されたものが市場に流通するのではなく、届出されたゲノム編集作物と優良品種を掛け合わせたものが、市場に流通する。例えば、トウモロコシでは産地特性等に応じて少なくとも 50~1,000 種の後代交配種等が開発され、そのすべてが地域特性に応じて、市場に流通する。
- ・種苗会社が新たに後代交配種等の開発をする場合、開発者等と契約を結ぶことは少なく、販売されている優良品種の種子を用いて新たな後代交配種等を開発することも可能。

<従来育種との同等性>

- ・ゲノム編集作物は、従来育種と同様に育種・選抜（味や形、色などで選択すること）の過程において、意図しない変異は取り除かれる。
- ・届出されたゲノム編集作物は外来遺伝子がない状態であり、食品の安全性として従来育種と変わらない。

<後代交配種等の追跡可能性>

- ・開発者から種苗会社へ、後代交配種等をトレースすることはできないのか。
- ・従来育種と同等であり、検知できない技術に対して、トレースを求めることは現実的ではない。

<後代交配種等の届出可能な情報>

- ・後代交配種等を届出とした場合、アレルゲンや外来遺伝子の有無については、どのようなデータが必要か想像することが難しい。
- ・すべての届出情報は不要と思うが、後代交配種等の親が何であるかの情報は必要。例えば、GMO の掛け合わせ品種一覧のような情報だけでも確認できるようにしていただきたい。
- ・後代交配種等の親情報について、自社のものは対応可能。一方、他社のものを掛け合わせた際、その親がゲノム編集作物であるかを確認する手立てがない。

<海外におけるゲノム編集食品の規制など>

- ・ゲノム編集には、予防原則に基づく EU 司法裁判所の判断もある。
- ・(事務局) アメリカは食品に外来遺伝子がない場合は問題ないとしており、それぞれの事例に応じて個別に判断。一方、FSANZ や EU では結論が出ていないものの、EU は、2021 年 4 月までに結論を出す見込み。
- ・日米ではプロダクトベースで確認。一方、EU はプロセスベースで確認することとしている。
- ・アルゼンチンでは、ゲノム編集作物の表示規制などがなかったために、表示がされないまま日本に輸入されてくる恐れもあるため、実効性を踏まえた仕組みとすべき。
- ・消費者が不安を持っていることは理解。一方、海外のゲノム編集作物は届出も表示を課していない国がある。そのような状況で、すべての開発者が対応できない届出をルールとして求めることには、実効性がない。
- ・種苗会社としても情報を提供したい気持ちはあるが、海外の素材から情報が入手できないなどが想定される。

<後代交配種等の食品表示>

- ・ゲノム編集食品は、消費者の知る権利、選ぶ権利としての表示が保証されていない。
- ・届出がないと表示もされないため、後代交配種等の表示につなげるための届出は必要。
- ・届出と表示は別の問題と考える。
- ・ゲノム編集は従来育種で得られる変異の範囲に留まることから、区別することができず、表示を義務化することも困難。

<消費者の受け止め>

- ・(再掲：通常、届出されたものが市場に流通するのではなく、届出されたゲノム編集作物と優良品種を掛け合わせたものが、市場に流通する。)
- ・届出されたゲノム編集食品が市場に流通するものと考えていた。
- ・届出制度については、情報提供と国民不安への対応の仕組みであり、単に食品の安全性のための制度ではない。
- ・検知できないからこそ届出していただきたい。
- ・普及啓発のためにも、ゲノム編集食品が管理されているような状況を作ることが必要。